

答 申

1 本審議会の結論

佐久市長（以下「実施機関」という。）が平成26年7月28日付けで異議申立人に対して行った、不存在を理由とした不開示処分は、妥当である。

2 諮問事案の概要

- (1) 異議申立人は、佐久市情報公開条例（平成17年佐久市条例第15号）第3条の規定に基づき、実施機関に対し、平成26年7月14日付けで平成25年度平尾山公園管理運営業務収支報告書の歳出内訳及び平成25年4月請求分水道使用量のお知らせ（以下「本件文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、本件文書を不開示とする旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年7月28日付け26佐公緑第46号をもって、本件処分の内容を異議申立人に通知した。
- (3) 異議申立人は、本件処分を不服として、平成26年8月26日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

3 異議申立人の主張の要旨

平成26年8月26日付けの異議申立書によれば、異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件文書の全部開示を求める。

(2) 異議申立ての理由

本件文書の不開示の理由は、実施機関が指定管理者より報告を求めているため、当該文書が存在しないとのことだが、広告宣伝費 6,779,622 円は、都市公園である平尾山公園の維持管理の上でどのような広告宣伝をされているのか情報を得る必要があり、当該費目の領収書があるはずである。

次に、電気ガス水道料 6,195,316 円であるが、電気料については平根発電所からの電力で平尾山公園の電気は賄っていると考えるが、ガス代及び水道料金で約600万円を超える支出は疑問に思えるので領収書の開示を求める。また、管理警備費 8,567,213 円は、金額も大きく、管理料、警備料の内訳を知るため領収書の開示を求める。

いずれにせよ1億1,986万2,448円の維持管理料であるが、市民の血税

である以上、1円から情報を開示すべきである。

また、平成26年10月3日付けの意見書で次のように主張している。

佐久市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条では、指定管理者に対して指定管理施設の管理に係る経費の収支状況の報告義務を定めている。実施機関の不開示の理由によると、指定管理者より報告を求めているから本件文書が存在しないとのことである。以前に収支状況報告書の開示を求めたが、当該報告書は勘定科目別一覧表だけであり、その内容が全く不明である。報告書記載の支出の原始資料は存在するはずであり、開示は不可欠である。

佐久市財務規則では、第118条で随意契約ができる額を定めている。ここでは50万円を超えるものは随意契約できないことになっている。したがって、公の施設の指定管理者においてもこの財務規則が適用され、それに該当する契約による支出は、重要事項として市に報告があるべきであり、市は、その報告を求めるべきである。異議申立人は、収支状況報告書のすべてに渡りその証拠書類を求めているのではなく、大口の契約と思われる広告宣伝費、電気ガス水道料、管理警備費について開示を求めたものである。特に電気ガス水道料は、電気料金を除き、600万円超であり、市民として、どのような契約なのか知る権利がある。

平尾山公園の指定管理料は1億1,000万円である。大半は人件費だが、多額の公園管理委託料であり、疑問点には答える義務があると思う。

4 実施機関の不開示理由の説明の要旨

平成26年9月17日付けの公文書不開示決定理由書によれば、実施機関の不開示理由の説明の要旨は、次のとおりである。

本件、公文書開示請求に対し、文書不存在により不開示とした文書は、平成25年度平尾山公園管理運営業務収支報告書の歳出内訳のうち、広告宣伝費、電気ガス水道料の費目別・月別金額、管理警備費及び平成25年4月請求分水道使用量のお知らせの4件である。

平尾山公園の維持管理業務については、平成20年より「指定管理者制度」を導入し、指定管理者による管理を行っている施設である。指定管理による施設管理の実施状況に関しては、市と指定管理者との協定に基づき、市が定めた様式により指定管理者から提出される報告書とともに、現地にて確認を行っている。指定管理による管理を行う上で、個別の支払等のやり取りは現

地で確認していることから、本件文書を市へ提出することを義務付けていない。よって本件文書は市にはないことから、「文書不存在」としたものである。なお、水道使用量のお知らせについては、水道の利用者が平尾山公園となっており、指定管理者に直接届けられていることから、市には送付されないため「文書不存在」としたものである。

また、異議申立人の平成26年10月3日付けの意見書に対し、実施機関は、次のように説明している。

佐久市公の施設の指定管理者の指定等に関する条例（以下「市条例」という。）第5条により指定管理者からの報告を求めている「事業報告書」については、収支の状況を含め提出された書類を異議申立人からの開示請求に対して既に開示済みである。指定管理者制度の運用に当たっては「佐久市指定管理者制度運用指針」及び「佐久市指定管理者モニタリングマニュアル」に基づき、適正に執行しているところであり、事業報告書の様式は市が定める運用指針のとおりである。「報告書記載の原始資料」については業務を行っている指定管理者において公共料金等の支払に係る領収書などを保管している。市では指定管理者によるサービスの提供が協定等に基づき適切かつ確実に行われているか、モニタリングにより現地において書類等の確認をしている。指定管理者制度上、事業報告書の提出は義務付けられているが、領収書等の「原始資料」については、事務経費の増大を避け、効率的な施設管理を行うため提出を求めている。

指定管理者制度は、地方自治法上契約には該当せず、協定とされているため、随意契約に関する市財務規則の規定は適用されない。指定管理者には、協定書等に基づき事業を行うことを求めており、その範囲を超えて報告義務を課すなど制約を加えることは、指定管理者制度導入の趣旨である民間の事業者が持つノウハウや能力の活用にそぐわないものとする。先にも述べたとおり、指定管理者による業務の実施状況等に関しては、定められた事業報告書のほか、現地におけるモニタリングにより各種書類、諸帳簿を含め確認を行っており、適正であることを確認している。

本件指定管理者の指定は、市条例に基づき佐久市指定管理者指定審査委員会の審査を経て、市として事業者の選定を行っている。その上で、議会の議決を得て指定管理者及び指定管理料が決定されており、必要な手続は遺漏なく行っている。

5 審議会の判断

(1) 判断の対象となる文書

本件不開示文書は、平成25年度平尾山公園管理運営業務収支状況のうち、広告宣伝費、電気ガス水道料の費目別月別金額、管理警備費の内訳及び平尾山公園の佐久水道企業団からの「水道使用量のお知らせ」（平成25年4月請求分）であり、実施機関がこれらの文書を保有していないとして佐久市情報公開条例第10条第2項の規定により行った決定の妥当性が争われているものである。

(2) 不開示文書についての検討

本件文書は、事業報告書に記載されている支出の原始資料である。指定管理者制度上、事業報告書の提出は義務付けているが、本件文書については指定管理者制度の趣旨に沿い、事務経費の増大を避け、効率的な施設管理を行うため提出を求めている。また、指定管理者が市に本件文書を提出する義務は、法令上認められない。

このことから、実施機関が本件文書を保有していないという説明に特段不合理な点は認められない。また、佐久市情報公開条例は、実施機関が保有している文書を公開の対象とするものであり、実施機関が現に保有していない文書を開示請求に応ずるために取得する義務まで課しているものではない。

(3) 結論

以上をもって、本審議会は1の「本審議会の結論」のとおり判断する。

(審議の経過)

平成26年9月 8日	実施機関からの諮問書を受理
平成26年9月17日	実施機関からの文書不存在理由書を受理
平成26年10月3日	異議申立人から意見書を受理
平成26年11月14日	審議会（審議）